

01055

# 鳥取県公報

昭毎週火、金曜日発行（但休日は翌日）

第3548号

## ◇告示

教育職員の免許状の授与

健康保険法による保険医及び保険薬剤師の登録

健康保険法による保険医療機関及び保険薬局の指定

国民健康保険法第三十七条第一項の規定による療養取扱機関からの申出の受理

国民健康保険法による国民健康保険医の登録

家畜伝染病予防法による豚丹毒予防注射の実施

家畜改良増殖法による種畜証明書を交付した旨の通報

土地の立入の通知

五条第三項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和三十九年七月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類

番

号

氏

名

本籍地

高等学校助教論 昭三九高助  
免許状 第一六号 青山 由弘 鳥取県

" " 第一七号 西山 幸宏 "

## 鳥取県告示第四百三十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和三十九年七月十七日

鳥取県告示第四百三十八号 教育職員免許法（昭和二十四年法律第一百四十七号）第

鳥取県知事 石 破 二 朗

01057

(第3種郵便物)  
(認可)

3 昭和39年7月17日 金曜日 鳥取県公報 第3548号

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理年月日
大家医院	鳥取市吉方二丁目四一〇	昭三十九年 五月九日

## 鳥取県告示第四百四十一号

鳥取県知事 石 破 二 朗

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第一項に規定に基づき、国民健康保険医の登録をしたので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十九年七月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号番号

氏 名

登録年月日

鳥園医一、〇三六

門脇 義人

昭三十九年四月九日

" 一、〇四九

柏原 裕

六月六日

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射の方法 豚丹毒予防注射

別表 豚丹毒予防注射

実施期日

実施区域

実施場所

七月二十一日 八頭郡船岡町 各豚舎巡回

二十二日 "

二十三日 郡家町 "

鳥取県告示第四百四十三号  
家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、豚丹毒予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、豚の所有者に対する注射を受けることを命ずる。

昭和三十九年七月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚丹毒予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲  
豚。ただし、生後五十日以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

昭和39年7月17日 金曜日 鳥取県公報 第3548号 (認可) 2

01068 (第3種郵便物)  
(認可)

太田原美子 鳥取市田島一九六 所 在 地 鳥医一、〇五〇 登録年月日 昭和三十九年六月十日

妹尾 学 米子市角盤町三丁目

鳥葉 一五一

十二日

## 鳥取県告示第四百四十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和三十九年七月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診療科名	開設者氏名	指 定 年 月 日	採用点数表
妹尾薬局	米子市角盤町	内科 小兒科	妹尾 学	昭三九、六、二十七	"
齊藤内科小兒科医院	気高郡気高町	内科 小兒科	齊藤 五彦	"	十三 乙 点数表

## 鳥取県告示第四百四十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第一項の規定による療養取扱機関からの申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健

康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十九年七月十七日







11 昭和39年7月17日 金曜日 鳥取県公報 第3548号 (第3種郵便物)  
認可

## 鳥取県告示第四百四十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一  
条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立  
入の通知があつたので、同法同条第四項の規定により告  
示する。

昭和三十九年七月十七日

鳥取県知事 石破二朗

一起業者の名称

建設大臣

事業の種類

千代川改良工事

立ち入りうとする土地の区域

岩美郡国府町大字玉鉢、大字麻生、大字広西及び大字  
町屋地内

立ち入りうとする期間

昭和三十九年七月一日から

昭和三十九年十一月三十日まで

昭和四年四月十五日第三種

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目

印 刷 所 鳥取県鳥取市栗谷町  
定価 一部月額 二五〇円（送配料刷共）

所 県